



# 鳥取県公報

平成13年 4月 6日(金)  
第 7 2 7 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	肉用子牛生産安定等特別措置法による生産者補給交付金等の交付を受けることができる 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定 (255) (畜産課) ..... 1
	肉用子牛生産安定等特別措置法による生産者補給交付金等の交付を受けることができる 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除 (256) ( " ) ..... 1
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (257) (都市計画課) ..... 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (258) ( " ) ..... 2
	公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部の完了 (259) ( " ) ..... 3
	河川法による船舶等の除却及び保管 (260) (河川砂防課) ..... 3
	鳥取県収納代理金融機関の位置の変更 (261) (会計課) ..... 4
<b>選管告示</b>	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (22) ..... 5
<b>正 誤</b>	平成13年 3月28日付鳥取県公報号外第18号中訂正 ..... 5

## 告 示

### 鳥取県告示第255号

社団法人鳥取県畜産推進機構について、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の指定をしたので、同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 4月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定した協会の名称及び所在地

社団法人鳥取県畜産推進機構  
鳥取市末広温泉町724

2 指定年月日

平成13年 4月 1日

### 鳥取県告示第256号

社団法人鳥取県肉用子牛価格安定基金協会について、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により同法第6条第1項の指定を解除したので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 4月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定を解除した協会の名称及び所在地  
社団法人鳥取県肉用子牛価格安定基金協会  
鳥取市末広温泉町724
- 2 指定解除年月日  
平成13年3月31日

**鳥取県告示第257号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間  
変更前 平成8年7月30日から平成13年3月31日まで  
変更後 平成8年7月30日から平成14年3月31日まで
- 2 施行地区  
変更なし
- 3 事務所の所在地  
境港市上道町3000
- 4 設立認可の年月日  
平成8年7月26日
- 5 事業年度  
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法  
事務所の掲示場及び施行地区に隣接する場所で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日  
平成13年3月30日

**鳥取県告示第258号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
国府町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画下水道事業 国府町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成3年11月15日から平成19年3月31日まで

(変更前 平成3年11月15日から平成18年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

削除する部分 国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、新町一丁目、新町二丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目及び宮下並びに大字宮下及び大字町屋の一部

(2) 使用の部分

追加する部分 国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、新町一丁目、新町二丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目及び宮下並びに大字宮下、大字町屋及び大字奥谷の一部

**鳥取県告示第259号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりその効力を有するものとして適用される旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）附則第2条の規定によりその効力を有するものとして適用される旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成2年政令第91号）第8条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

公共下水道の名称	内 容	区 域	工事の一部の完了の日
用瀬町特定環境保全公共下水道	幹線管渠 (マンホールポンプ)	八頭郡用瀬町大字別府字田井ノ上及び大字美成字畑ケ田の各一部	平成13年4月6日
	終末処理場	八頭郡用瀬町大字美成字美々ホキ詰の一部	

**鳥取県告示第260号**

平成13年鳥取県告示第98号（河川法に基づく河川区域内の船舶又は船舶の係留施設の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶及び工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により、除却し及び保管したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保管した船舶又は工作物の種類及び数量

- (1) 船舶 2隻
- (2) 係留杭 1基

2 保管した船舶又は工作物の放置されていた場所

- (1) 二級河川由良川水系由良川

ア 船舶 東伯郡大栄町大字六尾397 - 2 地先

イ 船舶の係留施設 東伯郡大栄町大字瀬戸3 - 7 地先

(2) 二級河川由良川水系日和川

船舶 東伯郡大栄町大字由良宿1835 - 2 地先

3 保管した船舶又は工作物を除却した日時 平成13年3月21日(水)

午前10時40分

4 保管を開始した日時 平成13年3月21日(水) 午前11時5分

5 保管の場所

東伯郡大栄町大字由良宿1504

株式会社マリーナ大栄内

6 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成13年4月6日(金)から平成13年9月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。

ただし、平成13年6月21日(木)までに船舶又は工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該船舶若しくは工作物を売却してその代金を保管し、又は当該船舶若しくは工作物を廃棄することがある。

(2) 問合わせ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県倉吉土木事務所維持管理課

(電話0858 - 23 - 3216)

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書(船舶又は工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該物件について権限を有する者(以下「所有者等」という。)であることを証明できる書類)

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、船舶又は工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

**鳥取県告示第261号**

昭和50年鳥取県告示第527号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

平成13年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
3 鳥取県収納代理金融機関			3 鳥取県収納代理金融機関		
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称

略			
山陰労働 金庫	鳥取支店	鳥取市天 神町	株式会社山陰合 同銀行鳥取営業 部
	略		
	略		
略			

略			
山陰労働 金庫	鳥取支店	鳥取市富 安一丁目	株式会社山陰合 同銀行鳥取営業 部
	略		
	略		
略			

### 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第22号**

倉吉市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成13年4月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

指定を解除した施設の名称	所 在 地
倉吉福祉会館	倉吉市福吉町1400

### 正 誤

平成13年3月28日付鳥取県公報号外第18号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
12	2	鳥取県間伐材搬出促進事業条例	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例

